沖縄県本庁舎における通話録音データの開示請求における本人確認要件

1 趣旨

本要件は、沖縄県本庁舎の外線電話通話録音装置に保存された通話記録(保有個人情報）に対する開示請求において、請求者が当該通話の当事者(本人)であることを厳格に確認し、なりすましや第三者への個人情報漏えいを防止するとともに、対象通話の特定を適正かつ迅速に行うために定めるものである。

2 前提となる保有主体及び処理体制

・保有主体の明確化:通話録音データは、当該外線電話回線を所管し通話対応を行った「各所属」が保有するものとする。
・請求受付及び決定機関: 窓口である行政情報センターが請求書を収受した後、対象通話を所管する各所属課へ送付し、各所属課が開示・不開示の決定判断を行う。

3 本人確認及び通話特定における必須要件

開示決定を行うにあたっては、請求者に対し以下の(1)から(4)のすべての要件を満たすことを求める。

(1) 身元確認

開示請求者が本人であることを確認するため、沖縄県個人情報保護事務取扱要綱(令和 8 年 1 月 9 日制定）第 3 の 2 の(3)に定める本人確認書類の提示を求めるものとする。
例:運転免許証、マイナンバーカード、在留カード、特別永住者証明書等。
※送付(郵送)による開示請求の場合は、上記書類の複写物に加え、30 日以内に作成された住民票の写し(原本)の提出を求める。

(2) 発信元電話番号の客観的証明

録音データに記録されている発信元電話番号が、請求者本人のものである(または正当な利用権限を有する)ことを確認するため、通信端末の種類（携帯電話・固定電話等）を問わず、以下のすべての資料の提出を求める。
① 通信に使用した電話番号が確認できる資料の写し
② ①の電話番号が請求者本人の名義と同じであることが確認できる資料の写し
③ ①の番号からかけたことが分かる着信（発信）履歴が確認できる資料の写し

【確認できる資料の具体例】
＜①および②の確認資料＞
・通信事業者が発行する契約内容確認書、請求書、領収書等（氏名と電話番号の両方が記載されているもの）
・（スマートフォン等の場合）通信事業者の会員 WEB サイトやアプリの契約情報画面を印刷したもの
＜③の確認資料＞
・通信事業者が発行する通話明細書（該当通話の日時・相手先番号が記載されているもの）
・（スマートフォン等の場合）発信時に使用した端末の通話（発信）履歴画面を印刷したもの

(3) 対象通話を特定するための詳細申告(申告書の提出)

保存期間内の膨大な録音データから対象通話をピンポイントで特定するため、請求者に対し「詳細申告書」等により以下の事項の明示を求める。
1. 通話の具体的日時(例:〇月〇日 〇時〇分頃)
2. 通話先の部署(課・班名)及び対応した職員の氏名(不明な場合は職員の特徴)
3. 通話の具体的な内容・相談件名
※「〇月頃に知事部局へかけた電話」 等の極めて曖昧な申告で通話が特定できない場合は、法第 77 条第 3 項に基づき補正を求め修正してもらうことが望ましい。それでもなお、不備が解消されない場合は形式的要件（保有個人情報の特定）の不備として不開示決定を行う。

(4) 通話音声を介した本人特定情報の存在(音声内での名乗り)

電話番号及び通話日時が一致した場合であっても、家族や知人が代理・借用して発信している可能性を排除するため、録音データ内で請求者自らが自身の氏名(姓のみの確認をもって足りるものとする。)を明確に発言していることを開示の条件とする。

4 特殊な着信通話への対応原則(不開示基準)

非通知・公衆電話からの着信

発信履歴の客観的証明が不可能であり、なりすましの排除が極めて困難であるため、本人確認不能として開示を行わないこととする。